

鳥取県建設業者新分野進出実績確認基準

1 目的

建設業者の新分野進出を鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱（平成15年4月18日付管第128号管理課長通知）に基づく格付（以下「格付」という。）の加点対象とすることにより、建設業者の経営の向上に向けた意識啓発を図るとともに、新分野進出に伴う研究開発や設備投資を行う際のリスク負担軽減に資することを目的とする。

2 加点対象となる新分野進出の条件

次に掲げるいずれの条件も満たしていることが確認された申請者に対し、格付の加点を行うものとする。

(1) 次のいずれかに掲げる者が別添日本標準産業分類の大分類を建設業とする分野以外の分野（既に建設業以外の分野に進出している者にあつては、当該分野が確認を受けようとする分野と小分類を別にするものに限り、かつ風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業をいう。）を除く。）において新事業活動（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する新事業活動のうち、「新商品の開発又は生産」又は「新役務の開発又は提供」に該当するものに限る。以下「新分野進出」という。）を開始し、申請日まで継続して当該事業を営んでいるものであること。

ア 申請者が、新分野進出を行った建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けたものをいう。以下同じ。）であること。

イ 申請者が、新分野進出のために新たに設立した会社等（以下「新分野進出会社等」という。）に対し、申請日において過半出資（申請者としてのものに限り、役員等個人としてのものを除く。）を行っている建設業者（当該新分野進出に対し新分野進出会社等が自ら申請者となる場合における当該建設業者を除く。）であること。

ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人を設立した建設業者にあつては、イの規定にかかわらず、10分の1の出資を行ったものであること。

(2) 新分野進出を行った事業年度（新分野進出に係る売上が初めて計上された年度をいう。以下「新分野進出事業年度」という。）が申請日の属する事業年度の直前の事業年度（以下「申請直前事業年度」という。）から起算して6事業年度以前のものでないこと。ただし、新分野進出を行った会社等を吸収合併し、合併後存続することとなった建設業者にあつては、合併契約に基づき合併することとされた期日の属する年度を新分野進出事業年度とする。

(3) 申請直前事業年度における新分野進出に係る兼業売上高（当該事業年度が1年に満たない場合にあつては、当該営業期間に係る兼業売上高を当該期間の営業月数（1月末満は1月とする。以下同じ。）で除して得た数に12を乗じて得た数とする。）が103万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上であること。

(4) (1)のアの建設業者又は(1)のイの新分野進出会社等の新分野進出事業年度から申請直前事業年度までの期間（以下「進出期間」という。）における兼業部門に係る付加価値額（次に掲げるものの合計額をいう。以下「兼業売上対象付加価値額」という。）の年平均の額（進出期間における兼業売上対象付加価値額の合計額を当該期間の営業月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。以下同じ。）が新分野進出事業年度の直前の事業年度（以下「新分野進出直前事業年度」という。）における兼業売上対象付加価値額の相当額（当該新分野進出直前事業年度が1年に満たない場合にあつては、当該営業期間における兼業売上対象付加価値額を当該期間の営業月数で除して得た数に12を乗じて得た数とする。）と比較して同額以上であること。

ア 兼業売上に係る営業利益（兼業売上高から次に掲げる額を控除した額をいう。）

(ア) 兼業売上原価

(イ) 販売費及び一般管理費に総売上高に対する兼業売上高の割合を乗じて得た額

イ 兼業売上に係る人件費（次に掲げる額の合計額をいう。）

(ア) 兼業売上原価(労務費に限る。)

(イ) 販売費及び一般管理費(役員報酬、従業員給料手当、法定福利費及び福利厚生費に限る。)に総売上高に対する兼業売上高の割合を乗じて得た額

ウ 兼業売上に係る減価償却費(次に掲げる額の合計額をいう。)

(ア) 兼業売上原価(減価償却費に限る。)

(イ) 販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費並びに営業外費用に含まれる繰延資産の償却額の合計額に総売上高に対する兼業売上高の割合を乗じて得た額の合計額

(5) 既に加算対象となった新分野進出でないこと。

3 申請方法及び期限等

新分野進出に伴い、格付への加点を希望する建設業者は、(1)に掲げる様式に必要な事項を記載し、(2)に掲げる書類を添付し、(3)のイの提出先へ郵送又は持参により提出すること。なお、様式第3号については、紙に記載したものと電子データによるもの(申請内容をエクセル形式により入力したフロッピーディスク、CD等電子媒体)の両方を提出すること。

(1) 提出書類

ア 様式第1号

イ 様式第2号

ウ 様式第3号

エ 様式第4号

(2) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類(経営事項審査、建設業許可の変更届等によりすでに県土総務課に提出している場合は不要。)を添付するものとする。

ア 新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの税務申告書(税務署が受け付けたものに限る。)のうち、決算報告書の写し

イ 新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの貸借対照表、損益計算書及び兼業事業売上原価報告書の写し

ウ 申請直前事業年度の新分野進出に係る売上高を確認することができる総勘定元帳の写し及び新分野進出直前事業年度の総勘定元帳の写し

エ その他新分野進出を確認することができる書類

商業登記簿謄本、法人事業概況説明書、定款、ホームページ、広告、新分野進出に係る許認可の通知書の写し等

(3) 申請期限等

ア 申請期限等

各年度の4月1日(平成18年度にあつては、施行日)から12月28日(必着とする。)までとし、申請直前事業年度の決算日が申請日の属する年度の前年度の10月1日から申請日の属する年度の9月30日までのものに限り受け付ける。

イ 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7454、7347)

4 新分野進出の確認等

(1) 県土整備部長は、2の条件を満たしているかどうかの確認のため、書面、現地調査等により調査を行う。申請者は、当該調査に協力するものとする。

(2) (1)の現地調査に当たり、県土整備部長は、各総合事務所長に対し様式第5号により事務の代行を要請することができる。

(3) 各総合事務所長は、(2)の要請により調査を行い、当該調査が完了したときは、様式第6号により県土整備部長に対し調査結果を報告するものとする。

- (4) 県土整備部長は、2の条件を満たしていることが確認された場合は様式第7号により、2の条件を満たしていないことが確認された場合は様式第8号により申請者に対し通知する。
- (5) (4)の通知により2の条件を満たしていない旨の通知を受けた申請者は、通知の日から起算して5日(鳥取県の休日定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く。)以内に、県土整備部長に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。
- (6) 県土整備部長は、(5)により説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

5 雑 則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は県土整備部長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 3の(3)のアの規定の適用については、平成18年度にあっては「12月28日」とあるのを「平成19年5月31日」と、平成19年度にあっては「4月1日」とあるのを「平成19年6月1日」とする。

(様式第1号)

鳥取県建設業新分野進出実績確認申請書

年 月 日

鳥取県県土整備部長 様

申請者

建設業許可番号

申請者の名称

代表者の氏名

印

担当者名

電話番号

鳥取県建設業者新分野進出実績確認基準(平成18年 月 日付第 号鳥取県県土整備部長通知)に基づき、別紙の実績について確認を受けたいので、申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(添付書類)

- (1) 新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの税務申告書(税務署が受け付けたものに限る。)のうち、決算報告書の写し
- (2) 建設業法第6条第1項第6号の規定に基づく新分野進出直前事業年度から申請直前事業年度までの貸借対照表、損益計算書及び兼業事業売上原価報告書の写し
- (3) 申請直前事業年度の新分野進出に係る売上高を確認することができる総勘定元帳の写し及び新分野進出直前事業年度の総勘定元帳の写し
- (4) その他新分野進出を確認することができる書類
経営状況分析結果通知書、商業登記簿謄本、法人事業概況説明書、定款、ホームページ、広告、新分野進出に係る許認可の通知書の写し等

(様式第2号)

新分野進出の実績

1 新分野進出を行った者

| | | | |
|----------------------|-----|------|--|
| 会社の所在地 | | 電話番号 | |
| 商号又は名称 | | | |
| 代表者名 | 役職名 | 氏名 | |
| 建設業許可番号 (有する場合のみ) | | | |
| 申請者との関係 | | | |

2 新分野進出の内容

| | |
|------|--|
| 業務内容 | |
| 業務場所 | |

3 新分野進出実績確認の条件

| | 内容 | 申請者記入欄 | 管理課 チェック欄 |
|-----|--|--------------------------------------|--------------|
| (1) | 日本標準産業分類の分類 (大分類又は小分類を記載すること。) | | 適・否 |
| | 新事業活動の分類 (次のいずれかに 印をすること。) | 新商品の開発又は生産 新役務の開発又は提供 上記以外 | 適・否 |
| | 新分野進出を行った者 (次のいずれかに 印をすること。) | 申請者・申請者以外 | 適・否 |
| (2) | 新分野進出事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | 適・否 |
| (3) | 申請直前事業年度の 新分野進出に係る売上高 | | 千円 適・否 |
| (4) | 兼業売上対象付加価値額 | | 千円 適・否 |
| | 新分野進出直前事業年度の 兼業売上対象付加価値額 | | 千円 |
| | 差引(-) | | 千円 |
| (5) | 既に加算対象となった 新分野進出 (次のいずれかに 印をすること。) | 有・無 (有の場合は、以下に内容を記載すること。) 【内容】 | 適・否 |
| (6) | 申請直前事業年度の決算日 | 年 月 日 | 適・否 |

(注) 1 (1)で申請者以外に 印をした者にあつては、出資比率及び出資者を確認することができる書類を添付すること。

2 金額の記載に当たって、端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てること。

総合事務所長 様

県土整備部長
(公印省略)

建設業の新分野進出に伴う調査の代行について(依頼)

年 月 日付けで申請のあった下記新分野進出について、鳥取県建設業者新分野進出実績確認基準4の(2)に基づき、調査事務の代行をお願いします。

記

- 1 申請者
(有限会社) 建設 (取締役社長)代表
- 2 新分野進出を行った者
(有限会社) 建設 (取締役社長)代表
- 3 1と2の関係

4 新分野進出事業の内容

| 該当欄 | 新事業活動の種類 | 事業内容 |
|-----|------------|--------------|
| 1 | 新商品の開発又は生産 | (例)ブルーベリーの生産 |
| 2 | 新役務の開発又は提供 | |

5 調査の内容

例
・継続して営業活動を行っているかどうか。

(注) 申請書の写しを添付する。

(様式第6号)

第 号
平成 年 月 日

県土整備部長 様

総合事務所長
(公印省略)

建設業の新分野進出に伴う調査の代行について(回答)

年 月 日付けで依頼のあったこのことについては、下記のとおりでした。

記

【調査結果】

(様式第7号)

第 号
平成 年 月 日

(有限会社) 建設
(取締役社長)代表 様

鳥取県県土整備部長



建設業の新分野進出の実績確認について(通知)

年 月 日付けで申請のあった下記新分野進出については、鳥取県建設業者新分野進出実績確認基準を満たすことが確認されたので、格付の加点対象とします。

記

1 新分野進出を行った者
(有限会社) 建設 (取締役社長)代表

2 1と申請者との関係
(例)本人

3 新分野進出の内容

| 該当欄 | 事業活動の種類 | 事業内容 |
|-----|------------|--------------|
| 1 | 新商品の開発又は生産 | (例)ブルーベリーの生産 |
| 2 | 新役務の開発又は提供 | |

(様式第8号)

第 号
平成 年 月 日

(有限会社) 建設
(取締役社長)代表 様

鳥取県県土整備部長



建設業の新分野進出の実績確認について(通知)

年 月 日付けで申請のあった下記新分野進出については、鳥取県建設業者新分野進出実績確認基準を満たしていませんでしたので、その旨御承知ください。

記

1 新分野進出を行った者

(有限会社) 建設 (取締役社長)代表

2 1と申請者との関係

(例)本人

3 新分野進出の内容

| 該当欄 | 事業活動の種類 | 事業内容 |
|-----|--------------|--------------|
| | 1 新商品の開発又は生産 | (例)ブルーベリーの生産 |
| | 2 新役務の開発又は提供 | |

4 条件を満たしていない理由